

鳥栖地区広域市町村圏組合 自立支援訪問型サービス従事者養成研修事業業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務等概要

- (1) 目的 平成29年4月から開始となった介護予防・日常生活支援総合事業において実施している訪問型サービスのうち、自立支援訪問型サービスを提供する人材を養成するための本組合の基準による研修を実施し、自立支援訪問型サービス従事者の養成を行う。
- (2) 業務名 自立支援訪問型サービス従事者養成研修事業業務
- (3) 業務等内容
仕様書のとおり。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。
- (4) 履行予定期間
契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- (5) 提案上限額
1,617,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 担当部署（提出・問合せ先）

〒841-0037

鳥栖市本町3丁目1494番地1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係 担当 片山、篠

電話番号:0942-81-3317

FAX番号:0942-81-3316

メールアドレス:kyufukakari@ktarn.jp

3. 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次の各号に掲げる資格を有する者に限る。

- (1) 公告日において鳥栖地区広域市町村圏組合の構成市町である鳥栖市において入札参加資格参加者名簿に登録されていること。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の提出日において、鳥栖地区広域市町村圏組合の構成市町（鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町）において入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するものではないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村民税に滞納がないこと。

4. 参加申込書、提案書の作成及び提出等

(1) 提出書類・必要部数

- ① 参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- ② 企画提案内容の説明動画を格納した動画ファイル(MPEG4もしくはWMVの2種類)を格納したDVD-R(説明動画は20分程度とする)
- ③ 提案書(様式第2号)
- ④ 見積書(任意様式) ※見積書は提案書と1つに綴じて提出すること。

※①原本1部、②DVD-R1枚、③～④正本1部、副本4部

・副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。

(2) 作成方法

提案書及び見積書(以下「提案書類」という。)の用紙サイズはA4判とし、仕様書及び審査項目に基づき、文章及び図形等により専門的知識を要しないわかりやすい表現で簡潔かつ明瞭に記載すること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限:令和8年5月15日(金)17時00分まで(必着)
- ② 提出場所:「2. 担当部署」に同じ
- ③ 提出方法:持参又は郵送
・郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

5. 提案書に関する質問

・提案書等について質問がある場合は、電子メールにて質問書(様式3)を期限までに提出すること。

- (1) 提出期限:令和8年4月27日(月)17時00分まで
- (2) 提出先:「2. 担当部署」に同じ
- (3) 回答方法:提出された質問に対する回答は、令和8年5月8日(金)17時00分までに本組合ホームページに掲載する。

6. 審査方法

審査は、プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という。)において、提出された提案書類及びDVD-Rを次頁「7. 審査項目及び配点①～⑨」で示す審査基準に基づいてプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れている提案を特定する。

実施日:令和8年5月20日(水) 予定

7. 審査項目及び配点

(1) 本プロポーザルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

	評価項目	評価の視点	配点
①	事業実施の体制等	責任者及び担当者が適切に配置され、事業実施の確実性が確保されているか。	10
②	研修担当者の資格、経験	担当者は、本事業実施に十分な知識・経験などを有しているか。	10
③	類似・関連事業実績	法人として、本事業を確実に実施するための実績が蓄積されているか。	10
④	スケジュールの内容	研修の実施時期は計画的か。	10
⑤	研修に関する方針等	研修に関する方針等・考え方・研修の内容は適切か。	15
⑥	実施カリキュラムの内容・実施回数	実施回数・募集人数は仕様書の条件を満たしているか。研修の内容は適切か。	15
⑦	講師予定者の内容	講師予定者の経歴は適切か、起用の確実性はあるか。	10
⑧	募集方法	募集人数が確保できるような工夫が十分になされているか。	10
⑨	見積金額	見積金額の積算については適切に設計されているか。	10
合 計			100

(2) 選定結果については以下のとおりとする。

- ① 審議の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、選定された者は改めて見積書を提出するものとする。
- ② 評価点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として特定しない。
- ③ 評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積金額が低い者を優先交渉権者とする。また、見積金額が同じ場合は、くじ引きにより選定する。
- ④ 選定結果は、プロポーザル提案書提出者すべてに通知し、当組合ホームページに優先交渉権者の名称及び点数、次点交渉権者の名称を公表する。

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書類の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書類の提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限額を超過したもの

9. 審査結果の公表

次に掲げる事項を本組合のホームページ等に公表するものとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 主管課名及び履行期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 次点交渉権者の有無及び名称
- (5) 委員会の構成人数

10. 契約

優先交渉権者特定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行うものとする。なお、その際には、優先交渉権者に特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提案書類の提出期限以降における提案書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をした場合は、その提案書類を無効とする。
- (3) 提出された提案書類は返却しない。また、提出者に無断で提出書類を使用しない。
- (4) 提案書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。
なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本組合と協議のうえ決定するものとする。

12. スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和8年4月16日(木)
質問受付締切	令和8年4月27日(月) 17時
質問回答期限	令和8年5月 8日(金) 17時
参加申込書及び提案書等受付締切	令和8年5月15日(金) 17時
プレゼンテーション審査	令和8年5月20日(水)【予定】
プレゼンテーション審査結果通知	令和8年5月27日(水)【予定】
契約締結	令和8年6月 4日(木)【予定】